

平成28年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)に対する意見

監視指導に関すること

	意見	回答・方針
1	食品衛生法違反施設への立入検査について、年3回となっているものを年4回にし、また食中毒(寄生虫のみ)原因施設への立入りは年1回となっているが、年2回と増やしてもいいのではないかと。違反、不適切事項に対しては、命にもかかわるということ強く意識してもらいたい。	食品衛生法違反施設については、改善が確認できるまでは年3回にこだわらず何度も立入検査を実施しています。衛生管理の不備により食中毒菌やノロウイルスによる食中毒が発生した施設については、年3回の立入検査を実施し、寄生虫による食中毒発生施設のみ年1回の立入検査を行うこととしています。
2	保育所等の不要許可業種の数がとても多いが、年1回の対象にはなっており安心した。規模が小さいところほどマニュアルが整備されておらず、おろそかになっていると考えられるので、食事を提供する施設には立入検査をしてほしい。	保育所などの給食施設については、従来から小規模であっても年1回の立入検査を実施しています。
3	重点的な監視が必要な業種に、韓国産の食品や食材を扱う業者や業種を指定するよう要望する。	具体的な違反事実が認められる又は疑われる場合以外は、輸入元の国を限定せず、流通する食品全般について監視を行います。
4	食品等収去検査について、製造工場や販売施設等から食品の無償提供を受け、試験機関において検査を行いますとあるが、抜き打ちで検査しないと正確さにかけるのではと感じた。	収去検査は、従来から原則抜き打ちで実施しています。
5	魚介類、赤パイ等の有毒部位の切除とあり、赤パイに毒があるという知識がなかったため、勉強会などでとりあげてもらったら面白そうだった。	赤パイの食中毒についても、講習会などで県民や事業者に対する啓発を行います。
6	残留農薬、カドミウム、水銀、動物用医薬品について検査されているとのことですが、放射性セシウムに対しても検査・公表してほしい。検出されなければ、鳥取県産の〇〇は安心して食べられるとアピールにもつながると思う。関心をもっている方は、今多いと思う。	食品中の放射性物質については、国が全国的なモニタリング調査を実施しています。県内の食品では基準値を超えるような検出事例はなく、検出レベルは基準値(100 Bq/kg)を大きく下回っています。よって、放射性物質を検査項目に加える予定はありません。
7	図2全国病因物質別食中毒発生状況の事件数と患者数が挙げられているのに対し、表1鳥取県病因物質別食中毒発生状況には事件数のみの記載で患者数が挙げられておらず、被害規模がわかりにくい。	表1に患者数を追記しました。
8	食品偽装が本県でも発覚し、食品偽装の監視指導を抜き打ちで厳しくやってもらいたい。食品ロスの削減にも取り組んでほしい。	産地表示に関する指導を重点監視事項に追加し、監視指導を行います。食べ残しなどの食品ロスを減らす取組については、廃棄物行政において「とっとり食べきり運動」などの事業を実施しています。
9	農林水産物の生産し、それらの流通、加工をしっかりと監視していくこと。また、外食店、学校給食の監視も重要である。併せて消費期限切れ食品の処理についての監視も必要である。	食品の製造、加工及び販売施設、飲食店、給食施設については、原則抜き打ちで計画的に立入検査を行い指導します。通常の監視指導に併せて、期限切れ食品の処理方法についても監視します。

平成28年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)に対する意見

食中毒予防に関すること

	意見	回答・方針
10	家庭や病院、食品を扱う全ての施設に、手の消毒用アルコールを設置し、人はマスクを着用する。手洗いとうがいですいぶん防げるが、さらなる予防として消毒とマスクをする。消費者が助かるように、県が購入のための補助(補助金、買い物ポイント)を検討して欲しい。	食品営業施設に対しては、条例で手洗い及び消毒、マスク着用を義務づけています。食中毒予防には、手洗いを確実にすることが重要な対策とされていますので、一般県民の方にも手洗いの励行について普及啓発していきます。

その他

	意見	回答・方針
11	リスクコミュニケーションの推進について、専門的な分野や機関に止まらず、例えば子育て世代なども積極的に参加出来るよう、年間スケジュール化、テーマ、日時、託児等の確保も含めた改善を望む。	対象者を限定せず、様々なテーマで講習会を実施します。
12	農産物直売所の多い鳥取県においては、残留農薬や指定外農薬の検出等がとても心配である。消費者に不安を抱かせるような対応ではなく、わかりやすい計画と報告を要望する。	県内産の農産物の残留農薬については、基準の有無にかかわらず約300項目の検査を実施しており、基準値を超える検出事例は近年ありません。基準値を超える農薬が検出された場合は、出荷停止及び回収の措置を指導し、消費者へも情報提供します。
13	HACCPによる衛生管理等を行っている事業者の公表をしてほしい。	国際的に推奨されているHACCPによる衛生管理を行い県の認定を受けた施設は、鳥取県HACCP適合施設としてホームページ等で公表しています。 <a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/42020.htm">http://www.pref.tottori.lg.jp/42020.htm</a>
14	消費者への啓発、教育、サポートが今後は重要になってくる。消費者への啓発、自立を促す食品衛生教育(特に教育現場)に比重をおくことを望む。	消費者への啓発は重要であると考えており、給食施設の栄養士研修会等を活用し、教育現場に反映できるような啓発も検討していきます。
15	計画を実行して、食の安全を守ってほしい。ノロウイルス対策では、監視指導をしても、守らない飲食店等も多いと思うので徹底してほしい。	事業者に対しては、計画に基づき着実に立入検査を行うとともに、消費者に対しては、食の安全(食中毒予防対策、衛生管理、食品表示等)に関する啓発を行います。
16	昨年度からの変更点について、どのような理由により変更したのか理由等説明を付加してほしい。現状では意見募集期間が20日程度に設定されているが、情報量や重要度も加味すれば1ヶ月程度設定してほしい。	監視指導計画(案)のパブリックコメントにあたっては、わかりやすい資料の作成に努めるとともに、意見募集期間の延長についても配慮します。
17	監視指導計画(案)は、イメージ図を用いるなどしてわかりやすくしてほしい。	計画の概要版などにイメージ図を用いる等、わかりやすい資料の作成に努めます。